

流情個審答申第2号  
平成23年8月25日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 川島 祥光

個人情報不開示決定に係る異議申立てに対する諮問について（答申）

平成23年6月24日付け流介第189号で諮問のありました不開示決定に対する異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

担当  
総務部総務課  
天谷、石川  
Tel 04-7150-6067

1 審査会の結論

流山市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不存在とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

（１）開示請求の内容

異議申立人は、流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成22年12月2日付けで、流山市からの異議申立人宛文書のうち流山市に返送された文書（以下「本件文書」という。）の開示請求を行った。

（２）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、本件文書が存在しないことを理由に個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年12月16日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月14日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行ったが、適式用件を欠いていることから実施機関は平成23年3月16日に異議申立人に補正命令を通知した。異議申立人は、補正命令に応じ平成23年5月12日付けで「補正命令書について」と題する文書を処分庁に提出した。

4 諮問

実施機関は、平成23年6月24日付けで、条例第29条第1項の規定により、流山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 5 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が自分宛に送付した文書を自身が実施機関に返送し、その文書を実施機関が保管していると聞き、本件開示請求を行ったが、実施機関は本件処分を行ったことから、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 6 実施機関の主張要旨

異議申立人が開示請求した公文書は、異議申立人から当庁に返送された事実はなく、当庁により保管されている文書ではない。したがって、本件処分は、適法であり異議申立ては理由がなく棄却されるべきである。

## 7 審査会の判断

異議申立人が平成22年12月2日付けで実施機関に開示請求を行った本件文書は、異議申立人から実施機関に返送された事実はなく、異議申立人が本件文書を実施機関ではなく異議申立人の夫が入所している介護施設へ送付したという事実を実施機関が異議申立人の夫やその送付先の介護施設から情報を得て、知り得ていた状況であったと認められる。

したがって、実施機関が本件文書を不存在とした本件処分は妥当である。